

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

保健福祉委員会会議録

令和 7 年 3 月 2 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保 健 福 祉 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和7年3月26日(水)
- 2 開会場所 議会第3会議室
- 3 出席者 委員長 石川 義弘 副委員長 青柳 雅之
(8人) 委員 大浦 美鈴 委員 高橋 えりか
 委員 本目 さよ 委員(議長) 高森 喜美子
 委員 小坂 義久
- 4 欠席者 委員 伊藤 延子
(1人)
- 5 委員外議員
(0人)
- 6 出席理事者 副 区 長 野 村 武 治
 健康部長 水 田 渉 子
 健康課長 大 網 紀 恵
 国民健康保険課長 三 宅 哲 郎
- 7 議会事務局 事務局次長 櫻 井 敬 子
 議会担当係長 山 下 大 輔
 書 記 岡 田 侑
 書 記 女部田 孝 史

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第46号議案 東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

◎理事者報告事項

【健康部】

1. 補正予算について資料1 健康課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 3時14分開会

○委員長（石川義弘） ただいまから、保健福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、私から申し上げます。

伊藤委員は、本日欠席との届出がありました。

○委員長 本日、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 案件第1、第46号議案、東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について理事者の説明を求めます。

国民健康保険課長。

◎三宅哲郎 国民健康保険課長 それでは、第46号議案、東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、2月26日の本委員会にご報告した内容に基づき、国民健康保険料率等を改正するため提出するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。1ページの第15条の4から第15条の16は、基礎分及び後期高齢者支援金分の保険料率、賦課限度額の改正、第16条の4は介護納付金分の保険料率の改正でございます。

2ページをご覧ください。第19条の2は均等割保険料軽減額の改正でございます。

3ページをご覧ください。第19条の4は未就学児の均等割保険料軽減額の改正でございます。

本条例の施行日は令和7年4月1日でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。いいですね。

（「じゃあ、一言」と呼ぶ者あり）

○委員長 簡単に、よろしくお願いします。

青柳副委員長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆青柳雅之 副委員長 前年度は値上げということで、最低でも据置きということで反対をさせていただきました。本年はこのように値下げになったということです。委員会でも伺いましたが、これも前年度の医療費の実績ということで、このようになっています。できれば、いろいろ健康施策も含めて、この傾向が続けばいいというふうに思っています。

その一方で、高額療養費の問題がありましたね。これも今回凍結ということでされていますが、ただ、当初の東京都の給付費の試算の中には入っているということですが、この辺り、実際、台東区の保険料の部分についてはどんな影響があるかだけ、確認させてください。

○委員長 国民健康保険課長。

◎三宅哲郎 国民健康保険課長 青柳副委員長おっしゃっていたように、高額療養費の自己限度額の引上げによって保険給付費に対する減少率というのが納付金には反映されていますけれども、納付金自体は確定しておりますので、保険料率は変わらないという状況でございます。

○委員長 青柳副委員長。

◆青柳雅之 副委員長 ということで、最低でも据置きというふうに要望しておりましたので、今回はこの議案、報告事項、賛成、承認いたします。以上です。

○委員長 これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、補正予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

健康部の補正予算について、健康課長、報告願います。

健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 それでは、本定例会にご提案させていただいております令和6年度補正予算のうち、健康部所管に係る一般会計の補正予算の概要をご説明いたします。

資料1をご覧ください。一般会計第8回補正予算の歳出でございます。補正額3,719万4,000円を増額し、補正後の額を109億1,102万円といたしました。

内訳でございます。健康課で、医療機関等物価高騰対策支援に要する経費として3,719万4,000円を計上いたしました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

続きまして、繰越明許費でございます。今回の補正予算につきましては、翌年度に繰り越して執行するため、3,703万9,000円を繰越明許費として定めるものでございます。

補正予算のご説明は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 これをもちまして、保健福祉委員会を閉会いたします。

午後 3時20分閉会